



重要事項説明書及び契約書

医療法人孟子会 訪問看護ステーション

これから、皆様と私たち『医療法人孟子会 訪問看護ステーション』がお付き合いをさせていただくにあたって、重要なことについて説明させていただきます。この「重要事項説明書および契約書」はサービスを利用される皆様の権利を守るものとなります。大切に保管ください。

重要事項説明書

1 指定訪問看護サービスを提供する法人について

法 人 名 称	医療法人孟子会（いりようほうじん もうしかい）
代 表 者 氏 名	理事長 廣岡 満（りじちよう ひろおか みつる）
本 部 所 在 地 （連絡先及び電話番号等）	佐賀県小城市三日月町久米1295番地2 （法人本部 事務局・0952-73-8022）
法 人 設 立 年 月 日	平成28年11月21日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事 業 所 名 称	医療法人孟子会 訪問看護ステーション
介 護 保 険 指 定 事 業 所 番 号	4161390051
事 業 所 所 在 地	佐賀県小城市三日月町久米1009番地1 セジュールJ 1階103号
連 絡 先 相 談 担 当 者 名	連絡先電話 080-7592-9209 無津呂 久美
事業所の通常の 事業の実施地域	佐賀県小城市、多久市（東多久町）、佐賀市（大和町、久保田町、鍋島町）

(2) 事業の目的及び運営の方針

事 業 の 目 的	利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供を行う。
運 営 の 方 針	利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図っていく。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日 ※ただし、12月30日から1月3日までを除く。
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時30分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サ ー ビ ス 提 供 日	月曜日から金曜日
サービス提供時間	午前 8 時 30 分から午後5時 30 分

(5)事業所の職員体制

管理者	無津呂 久美 (むつろ くみ)
-----	-----------------

	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤 2名 非常勤 1名
看護職員 (看護師・ 准看護師)	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤 3名
理学療法士等	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、看護師と密に連携をとりながら主治の医師に対して訪問看護計画書 及び訪問看護報告書を作成提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問看護は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに理学療法士等が行うものです。 3 上記「看護職員のうち主として計画作成等に従事する者」5～8 に準じます。	理学療法士 常勤 1名 作業療法士 非常勤 1名

事務員	1 管理者および職員の業務の補助として、スケジュール管理、書類、情報の管理、利用者、新規相談の電話対応、介護給付等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。 2 必要に応じて看護師の指導の下、看護の補助として訪問に同行いたします。	常勤 0名
-----	---	-------

3 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービス内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。 理学療法士等の計画書作成においては、看護職員とも密に連携し上記内容に準じて訪問看護計画書を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ・病状・障害の観察 ・清拭・洗髪等による清潔の保持 ・食事および排泄等日常生活の世話 ・床ずれの予防・処置 ・機能回復訓練 ＊理学療法士等の訪問においてリハビリテーションを中心にしたものである場合は看護業務の一環として行うもの ・ターミナルケア ・認知症患者の看護 ・療養生活や介護方法の指導 ・カテーテル等の管理 ・その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

【要介護】	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護Ⅰ1(20分未満)	314単位	3,140円	314円	628円	942円
訪問看護Ⅰ2(30分未満)	471単位	4,710円	471円	942円	1,413円
訪問看護Ⅰ3(30分以上60分未満)	823単位	8,230円	823円	1,646円	2,469円
訪問看護Ⅰ4(60分以上90分未満)	1,128単位	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円
訪問看護Ⅰ5(1回20分) ☆	294単位	2,940円	294円	588円	882円

【要支援】	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
予防訪問看護Ⅰ1(20分未満)	303単位	3,030円	303円	606円	909円
予防訪問看護Ⅰ2(30分未満)	451単位	4,510円	451円	902円	1,353円
予防訪問看護Ⅰ3(30分以上60分未満)	794単位	7,940円	794円	1,588円	2,382円
予防訪問看護Ⅰ4(60分以上90分未満)	1,090単位	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円
予防訪問看護Ⅰ5(1回20分) ☆	284単位	2,840円	284円	568円	852円

准看護師の場合は、所定額の90/100とします。 ☆理学療法士等による訪問の場合です。20分以上を1回とし、週6回が限度です。

提供時間名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時～午前8時	午前8時～午後6時	午後6時～午後10時	午後10時～午前6時

サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1回につき所定単位数の25/100、深夜の場合は50/100に相当する単位が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
特別管理加算Ⅰ	500単位	5,000円	500円	1,000円	1,500円	1月に1回
特別管理加算Ⅱ	250単位	2,500円	250円	500円	750円	1月に1回
初回加算	300単位	3,000円	300円	600円	900円	初回のみ
退院時共同指導加算	600単位	6,000円	600円	1,200円	1,800円	1回あたり
複数名訪問看護加算	254単位	2,540円	254円	508円	762円	30分未満/回
	402単位	4,020円	402円	804円	1,206円	30分以上/回
長時間訪問看護加算	300単位	3,000円	300円	600円	900円	1回あたり
緊急時訪問看護加算	574単位	5,740円	574円	1,148円	1,722円	1月に1回
ターミナルケア加算	2,500単位	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	1回
処遇改善加算	総単位数の1.8%	総単位数の1.8%相当	総単位数の1.8%相当	総単位数の1.8%×2相当	総単位数の1.8%×3相当	1ヶ月の合計に充当
サービス提供体制強化加算Ⅱ	3単位	30円	3円	6円	9円	1回あたり

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行ないます。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。
- ※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの)に限る。→下段に記載しています。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

※ 特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

「厚生労働大臣が定める状態にあるもの」	
①	在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者 または気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
②	以下のいずれかを受けている状態にある者 在宅自己腹膜透析指導管理 在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理 在宅中心静脈栄養指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 在宅自己導尿指導管理 在宅人工呼吸指導管理在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理
③	人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
④	真皮を超える褥瘡の状態にある者
⑤	在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

(4)提供するサービスの利用料(医療保険を適用する場合)について

訪問看護料金表【医療保険】

◆ 訪問看護基本療養費・管理療養費

項目			料金	利用者負担		
				1割	2割	3割
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日まで		5,550円	555円	1,110円	1,665円
		准	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	週4日以降		6,550円	655円	1,310円	1,965円
		准	6,050円	605円	1,210円	1,815円
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者)	週3日まで		2,078円	278円	556円	834円
		准	2,530円	253円	506円	759円
	週4日以降		3,280円	328円	656円	984円
		准	3,030円	303円	606円	909円
訪問看護基本療養費Ⅲ (入院中の外泊時における訪問)	1日につき		8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費	月の初日		7,670円	767円	1,534円	2,301円
	月の2日目以降 (1日につき)		3,000円	300円	600円	900円

◆ 加算 症状やご希望の契約により下記の料金が加算されます。

項目		料金	1割	2割	3割
難病等複数訪問看護加算 ※厚生労働大臣が定める疾患+特別訪問看護指示書期間	2回/日訪問	4,500円	450円	900円	1,350円
	3回/日以上訪問	8,000円	800円	1,600円	2,400円
緊急訪問看護加算 ※主治医の指示により緊急訪問を行った場合	1回あたり	2,650円	265円	530円	795円
長時間訪問看護加算(90分を超える訪問) ※特別管理加算、特別訪問看護指示書期間の対象者のみ	1日/週	5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護加算 ①②は週1回 ③は週3～7日まで※条件により異なる	①看護師2人	4,500円	450円	900円	1,350円
	②看護師と 准看護師	3,800円	380円	760円	1,140円
	③看護師と 看護補助者	3,000円	300円	600円	900円
	1日に2回	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	日に3回以上	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
退院時共同指導加算 ※入院退院中に主治医と連携し在宅療養について指導を行った場合	初日の訪問日加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円
退院支援指導加算 ※退院日、在宅での療養に必要な指導を行った場合	退院日翌日以降 訪問日加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算 ※他の医療機関施設と月2回以上文書等で連携や指導を行った場合	1回あたり (月1回まで)	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急等カンファレンス加算 ※治療方針の変更、転院、主治医主催によるカンファレンス実施時	1回あたり (月2回まで)	2,000円	200円	400円	600円
24時間対応体制加算 ※常時緊急相談対応し必要になった緊急訪問看護を行う場合	1月あたり	6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算 ※厚生労働大臣が定める状態にある場合	1月あたり	2,500円	250円	500円	750円
	(重症度が高い)	5,000円	500円	1,000円	1,500円
夜間・早朝訪問看護加算 夜間 18時～22時/早朝 6時～8時	1回につき	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算 22時～6時	1回につき	4,200円	420円	840円	1,260円
訪問看護情報提供療養費	月1回	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	死亡月1回	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護医療 DX 情報活用加算	月1回	50円	5円	10円	15円
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ	月1回	780円	78円	156円	234円

※医療保険による訪問は原則1回/日・3回/週までです。ただし、厚生労働大臣が定める疾病等、また急性増悪等により 特別訪問看護指示書が交付された利用者の場合、複数回・週4日以上以上の訪問が可能です。

厚生労働大臣が定める疾病等とは以下の通りです。

○末期の悪性腫瘍 ○多発性硬化症 ○重症筋無力症 ○スモン ○筋萎縮性側索硬化症 ○脊髄小脳変性症 ○ハンチントン病 ○進行性筋ジストロフィー症 ○パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)) ○多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群) ○プリオン病 ○亜急性硬化性全脳炎 ○ライノゾーム病 ○副腎白質ジストロフィー ○脊髄性筋萎縮症 ○球脊髄性筋萎縮症 ○慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ○後天性免疫不全症候群 ○頸髄損傷 ○人工呼吸器を使用している状態

4 その他の費用について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合についても、費用を徴収いたしません。
-----	---

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月14日までに利用者あてにお届け(郵送)します。
② 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の20日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)現金支払い イ お支払いの確認をしたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡します。必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 無津呂 久美 イ 連絡先電話番号 080-7592-9209 同ファックス番号 0952-97-5787 ウ 受付日及び受付時間 月曜日から金曜日 9時から17時まで
---	---

※ 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (6) 災害時の訪問看護において、社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をしていただく場合があります。
- (7) 災害時の訪問看護において、社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業所は負わないものとします。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 無津呂 久美(むつろ くみ)
-------------	--------------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

【市町村の窓口】	小城市役所 高齢障がい支援課 高齢者支援係 所在地 小城市三日月町長神田2312-2 電話番号 0952-37-6108
----------	--

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

個人情報に関する同意書

以下に定める条件のとおり、医療法人孟子会 訪問看護ステーションが、利用者および身元引受人、家族の個人情報を 下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1)介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2)利用者に関わる介護計画(ケアプラン)を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3)医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体(保険者)、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4)利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合
- (5)利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6)行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7)その他サービス提供で必要な場合
- (8)上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 使用条件

- (1)個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。
また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2)個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

4. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の 必要な措置を講じるとともに、登録されている緊急連絡先にも連絡します。

5. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】	佐賀中部広域連合 所在地 佐賀県佐賀市白山二丁目1番12号 電話番号 0952-40-1111 ファックス番号 0952-40-1165
---------------	---

6. 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

7. 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

8. 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

9. サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ④ 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

10. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 苦情受付担当者より内容の聞き取りをさせていただきます。
 - 苦情受付担当者は、聞き取りの内容を取り纏め、苦情解決委員会委員長に報告します。
 - 苦情解決委員長より苦情の内容について法億があった事を、苦情申出者に報告いたします。
 - その後、苦情解決委員会のなかで苦情内容について検討を行います。是正する内容等について、申出者に説明を行います。

(2) 苦情申立の窓口

【事業所の窓口】 医療法人孟子会 訪問看護ステーション	所在地 佐賀県小城市三日月町久米1009番地1 セジュールJ1 階 103号 電話番号 080-7592-9209 ファックス番号 0952-97-5787 受付時間 9:00～17:00
【市町村(保険者)の窓口】 佐賀中部広域連合	所在地 佐賀県佐賀市白山二丁目1番12号 電話番号 0952-40-1111 ファックス番号 0952-40-1165 受付時間 8:30～17:15 土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く
【公的団体の窓口】 佐賀県国民健康保険団体連合会	所在地 佐賀県佐賀市呉服元町7番28号 電話番号 0952-26-1477 受付時間 8:30～17:15 土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く

11. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	佐賀県小城市三日月町久米1295番地2
	法人名	医療法人孟子会
	代表者名	理事長 廣岡 満
	事業所名	医療法人孟子会 訪問看護ステーション
	説明者氏名	印

加算同意書

☐ 緊急時訪問看護加算

緊急時の場合、相談または訪問看護を利用するため、緊急時訪問看護加算及び予防緊急時加算を算定することに同意します。

☐ 24 時間対応体制加算

緊急時の場合、相談または訪問看護を利用するため、24 時間対応体制加算を算定することに同意します。

☐ 特別管理加算

病気の状態から()管理が必要な為、特別管理加算を算定することに同意します。

☐ 長時間訪問看護加算

長時間の訪問を要する場合に対し、1 回の訪問が、90分を超えた場合、週 1 回長時間訪問看護加算を算定することに同意します。

☐ 複数名訪問看護加算

必要があつて同時に複数の訪問看護師による指定訪問看護を実施した場合、複数名訪問看護加算を算定することに同意します。

☐ 難病等複数回訪問看護加算

複数回の訪問の必要があり、指定訪問看護を実施した場合、難病等複数回訪問看護加算を算定することに同意します。

※各加算の詳しい内容につきましては、別紙にてご確認ください。

上記内容について説明を行いました。

年 月 日
医療法人孟子会 訪問看護ステーション

説明者氏名 _____

私は担当者より加算についての説明を受け、必要な加算の算定について同意します。

年 月 日

利用者氏名 _____

家族氏名 _____

続柄 _____

医療法人孟子会 訪問看護ステーション利用契約書

____様(以下、「利用者」といいます)と、医療法人孟子会の営む訪問看護ステーション(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う訪問看護について、つぎのとおり契約を結びます。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令およびこの契約書にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し、心身の機能維持回復を図るために、訪問看護のサービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

この契約の契約期間は ____ 年 ____ 月 ____ 日 から、利用者の要介護認定の有効期間満了日まで、若しくは第9条に基づく契約の終了まで、本契約の定めるところにしたがって、当事業者が提供する訪問看護のサービスを利用できるものとします。利用者から事業者に対し、契約満了日の 7 日前までに文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動的に更新されるものとします。

第3条 (訪問看護計画の作成・変更)

訪問看護計画書の作成・変更については、【重要事項説明書】の 3(1)提供するサービスの内容について、7 サービスの提供にあたって(3)、(4)に定めた通りです。

第4条 (主治医との関係)

事業者は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護のサービス提供を開始します。また、「訪問看護計画書」および「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。

第5条 (訪問看護サービスの内容)

利用者が提供を受けることのできる訪問看護のサービス内容については、【重要事項説明書】の 3(1)提供するサービスの内容について定めた通りです。

第6条 (サービス提供の記録)

サービスの提供の記録については、【重要事項説明書】の 9.サービスの提供の記録に定めた通りです。

第7条 (料金)

利用者は、訪問看護のサービスの対価としては、【重要事項説明書】3(3)提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合に定めた通りです。

第8条 (料金の変更)

事業者は、利用者に対して、1 ヶ月前までに文書で通知することにより、利用単位ごとの料金の変更(増額または減額)を申し入れることができます。

1. 利用者が料金の変更を承諾する場合は、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、相互に取り交わします。
2. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合は、事業者に対し文書で通知することにより、契約を解約できます。

第9条 (契約の終了)

1. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解約ができます。

- ① 事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④ 事業者が破産した場合

2. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解約ができます。
- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、14日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族などが、事業者やサービス提供の従事者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合
3. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第10条（訪問看護師の交替）

利用者が選任された訪問看護師の交替を希望する場合は、【重要事項説明書】6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口に定めた通りです。

第11条（サービスの中止）

- 1. 利用者は、事業者に対して、サービス実施日の前営業日の18時までに通知をすることで、料金を負担することなく、サービスの利用を中止することができます。
- 2. 利用者が、サービス実施日の前営業日の18時までに通知することなくサービスの中止を希望した場合は、事業者は利用者に対して、【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の全額または一部をキャンセル料として請求することができます。この場合の料金は第7条に定める他の料金の支払いと併せて請求します。

第12条（秘密保持）

秘密保持については、【重要事項説明書】9.秘密の保持と個人情報の保護について定めた通りです。

第13条（緊急時の対応）

緊急時の対応については、【個人情報に関する同意書】4.緊急時の対応方法について定めた通りです。

第14条（賠償責任）

- 1. 事業者は、訪問看護のサービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
- 2. 第1項の場合において、利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額されます。

第15条（身分証携行義務）

訪問看護のサービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者またはその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

第16条（協議義務）

利用者は、事業者が訪問看護のサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

第17条（連携）

事業者は、訪問看護のサービス提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第18条（相談・苦情対応）

相談・苦情対応については、【重要事項説明書】10.サービス提供に関する相談、苦情について定めた通りです。

第19条（災害時の訪問看護について）

災害時の訪問看護については、【重要事項説明書】7 サービスの提供にあたって(6)(7)について定めた通りです。

第20条（本契約に定めのない事項）

利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます

第21条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します

私は、この重要事項説明書および個人情報に関する説明、また契約書に基づく説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、本契約を締結します。また、この契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1 通ずつ保有するものとします。

年 月 日

利用者	住 所			
	氏 名	印		
	電 話	※固定	—	—
		※携帯	—	—

代理人	住 所			
	氏 名	印		
	電 話	※連絡先	—	—

家族等 緊急連絡先	氏 名	(続柄:)		
	住 所			
	電話番号			
	携帯電話			
	勤 務 先			

当事業所は、指定訪問看護事業所として、以上の重要事項、個人情報に関する取扱い、料金、契約等について利用者へ説明しました。当事業所は、利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任を持って行います。

事業者	代表者	医療法人孟子会 理事長 廣岡 満 印		
	説明者	印	管理者	無津呂 久美 印

